

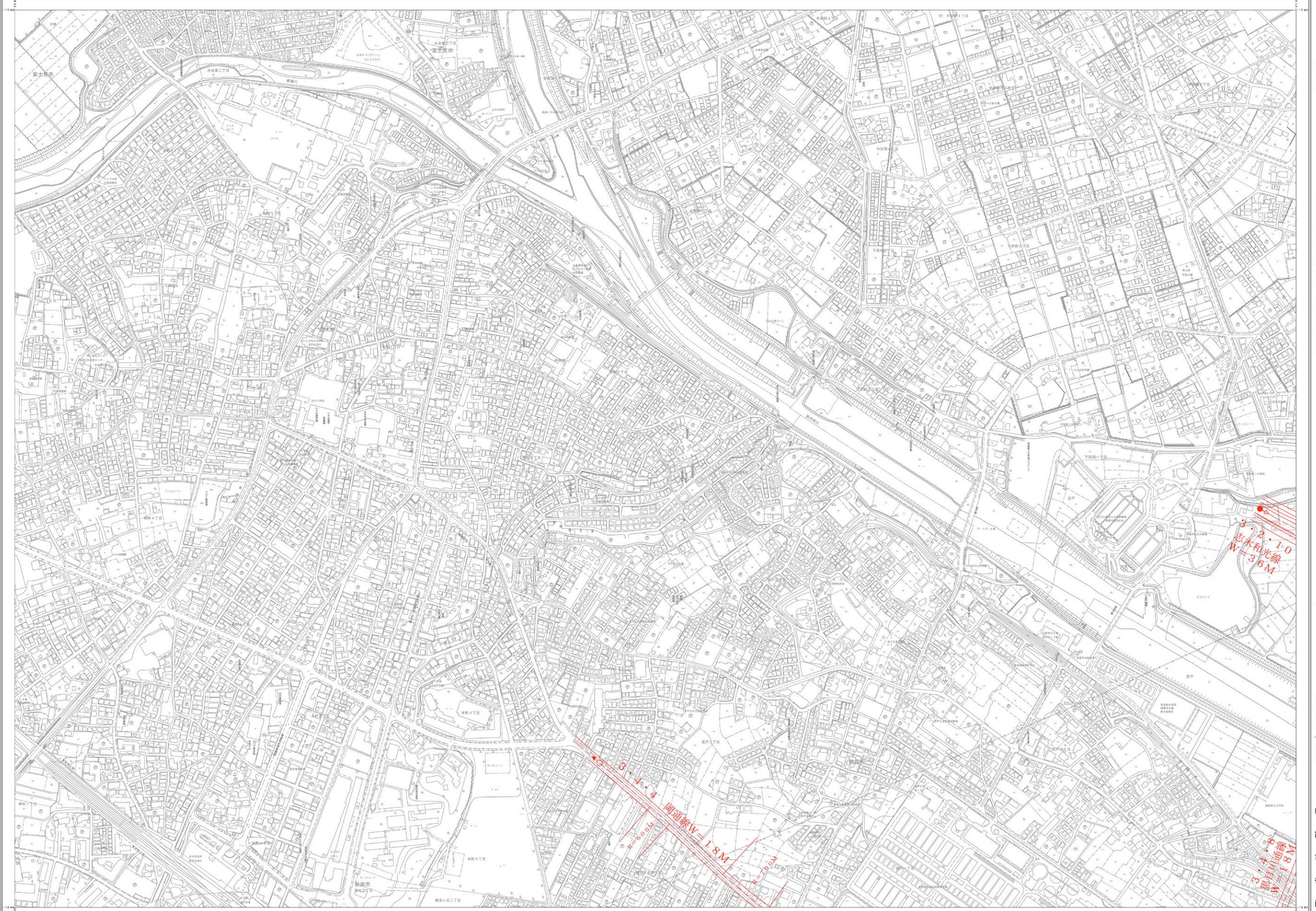
平成二十一年三月測図

1	2
3	4
5	6
7	



記号

- A37.2 橋脚
- A12.04 橋脚
- A26.04 橋脚
- A187 橋脚
- 橋脚
- △ 橋脚
- ▽ 橋脚
- 橋脚
- ◇ 橋脚
- 橋脚
- △ 橋脚
- ▽ 橋脚
- 橋脚
- ◇ 橋脚
- 橋脚
- △ 橋脚
- ▽ 橋脚
- 橋脚
- ◇ 橋脚
- 橋脚
- △ 橋脚
- ▽ 橋脚
- 橋脚
- ◇ 橋脚
- 橋脚
- △ 橋脚
- ▽ 橋脚
- 橋脚
- ◇ 橋脚
- 橋脚
- △ 橋脚
- ▽ 橋脚
- 橋脚
- ◇ 橋脚



3.2.1.0  
 3.4.4  
 3.6M  
 W=3.6M

3.4.8  
 3.4.4  
 3.4.4  
 W=1.8M

平成19年測量	1. 測 量 年 次
平成19年測量	2. 測 量 年 次
平成21年測量	3. 測 量 年 次
平成21年測量	4. 測 量 年 次
平成21年測量	5. 測 量 年 次
平成21年測量	6. 測 量 年 次
平成21年測量	7. 測 量 年 次
平成21年測量	8. 測 量 年 次
平成21年測量	9. 測 量 年 次
平成21年測量	10. 測 量 年 次
平成21年測量	11. 測 量 年 次

測量員 境界別名  
 測量員 境界別名

- 測量員は昭和三十九年建設省告示第353号の規定により測量員資格を有する者である。
- 測量員は昭和三十九年建設省告示第353号の規定により測量員資格を有する者である。
- 測量員は昭和三十九年建設省告示第353号の規定により測量員資格を有する者である。
- 測量員は昭和三十九年建設省告示第353号の規定により測量員資格を有する者である。



この測量成果は、国土庁指定の測量士によって行われたものである。  
 (測量番号) 920 第152号

この測量成果は、国土庁指定の測量士によって行われたものである。  
 (測量番号) 94 第29号

この測量成果は、国土庁指定の測量士によって行われたものである。  
 (測量番号) 910 第115号

朝霞市役所

昭和株式会社調製